

富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

県では、消費者被害の未然防止や早期救済等を図るため、出前講座の講師として啓発活動を行っていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。

消費生活に関する知識の普及啓発に関心と熱意をお持ちの皆様のご応募をお待ちしております。

1 応募資格

富山県内在住の次の(1)～(4)のいずれかに該当する方で、講師として講演活動ができる方(ただし、常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます)。

- (1) 民間企業、公的機関(国・県・市町村等)や団体で消費生活に関連する相談(お客様相談、苦情相談等)や講師等の業務に従事していた方
- (2) 国・県・市町村等で消費者行政に従事していた方
- (3) 消費者庁が実施する消費生活相談員養成講座を修了した方
- (4) 「消費生活相談員」「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格をお持ちの方

2 募集人数 若干名

3 応募方法

「応募申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX又は持参により県消費生活センターに提出してください。

※「申込書」は、県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

4 募集期間 令和7年12月1日(月)から令和8年1月30日(金)まで 【郵送の場合、当日消印有効】

5 選考方法

書類及び面接により選考します。面接日時等は、後日通知します。

6 選考結果 令和8年2月末までに、郵送により通知します。

応募・問合せ 富山県消費生活センター

〒930-0805 富山市湊入船町6番7号 TEL 076-432-2949 FAX 076-431-2631

消費生活推進リーダーの活動内容等

●活動回数

年数回(1回1~2時間)程度、県内の会場に出向き、消費生活に関する出前講座の講師をつとめていただきます。

※消費生活センター(事務所)での勤務はありません。

●活動内容

消費生活に関する出前講座の派遣講師活動

消費者トラブルの早期発見活動

県が実施する消費者啓発事業への協力活動

研修会、情報交換会等への参加

●委嘱期間

2年間(令和8年4月1日~令和10年3月31日)

再任をお願いする場合があります。

●報償費等

講師活動の都度、センターの基準に基づき報償費と交通費を支給します。

富山県消費生活推進リーダー応募申込書

(ふりがな)

1 氏名 _____

2 生年月日 昭和・平成 年 月 日 職業 _____

3 住 所 〒 _____
富山県

電話番号 _____ () _____

4 消費生活に関する資格(消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント)をお持ちの方は、(1)に記入してください。

国・県・市町村で消費者行政に従事された経験がある方、民間会社や国・県・市町村・団体で消費生活に関する相談・講師等の業務に従事された経験がある方、くらしのアドバイザーなどの経験がある方は、(2)にその職名、在任期間を記入してください。

(1) 資格

資格名() 取得年月(年 月)

資格名() 取得年月(年 月)

資格名() 取得年月(年 月)

(2) 経験

職名 年 月～ 年 月

職名 年 月～ 年 月

職名 年 月～ 年 月

5 これまでに受講した消費生活関連講座・研修名等を記入してください。

講座名等 (年頃)

講座名等 (年頃)

講座名等 (年頃)

6 応募動機を記入してください。書ききれない場合は、別紙に記入し添付してください。

.....

.....

.....

.....

.....